

防犯カメラの設置にはプライバシー保護への配慮が必要です！

防犯カメラの設置及び運用に関する チェック表（注意事項）



水戸市 生活安全課

I 設置にあたり配慮すべき理由

防犯カメラ（主に犯罪の抑止を目的とするカメラ）については、防犯の観点において有効な手段の一つであり、また、犯罪が発生した場合の早期解決に役立つものでもあります。

一方で、一部でも、道路、公園、広場等の公共の場所や私有地が画像内に撮影される場合には、プライバシーの問題が発生しないよう、個人情報の取り扱いに十分な配慮をする必要があります。

防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像等は、個人情報に該当することから、防犯カメラを設置する場合には、チェック表を活用し、個人情報の保護及び機器等の適正な管理・運用を心掛けましょう。

個人情報保護に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照会することができ、それにより個人を識別することとなるものを含む。）をいう。

防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報は、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び水戸市個人情報保護条例（平成16年水戸市条例第44号）により、保護の対象となります。

個人情報を取り扱う場合は、法律や条例の規定に基づき適正に取り扱いましょう

Ⅱ-① 防犯カメラ管理及び運用に関するチェック表

- 1 設置目的と目的外利用の禁止
 - ・防犯カメラの設置目的や運用に関するルールを作成しましたか・・・
- 2 撮影範囲の限定
 - ・撮影範囲に、個人の住宅内等が映っていませんか・・・
 - ・撮影範囲内に隣接する住民等に同意を得ていますか・・・
- 3 防犯カメラ設置及び表示
 - ・撮影している範囲内又はその付近に、看板を設置しましたか・・・
 - ・防犯カメラの設置場所の所有者の許可をとっていますか・・・
- 4 防犯カメラの管理責任者及び操作取扱者の指定
 - ・防犯カメラの管理責任者を決めましたか・・・
 - ・操作取扱者がいる場合、担当者を決めましたか・・・
- 5 防犯カメラの設置者及び管理責任者等の責務
 - ・プライバシーの保護に関する取り扱いを確認しましたか・・・
 - ※個人情報保護に関する法律・水戸市個人情報保護条例等
- 6 撮影された画像の適正な管理
 - ・記録媒体やパソコン等の管理体制は十分ですか・・・
 - ・画像の保存期間は、必要最小限度の期間となっていますか・・・
 - ・保存期間を経過した画像は速やかに消去できますか・・・
- 7 防犯カメラで撮影された画像の閲覧・提供の制限
 - ・撮影された画像を第三者に閲覧させる場合のルールを定めていますか・・・
 - ・画像を第三者への閲覧等をする際、記録及び身分確認等を行いますか・・・
- 8 秘密の保持
 - ・運用上知り得た情報は他人に漏らしてはいけないことを、理解していますか
- 9 保守点検等
 - ・事故防止等のため定期的に保守点検を行いますか・・・
- 10 問い合わせへの対応
 - ・問い合わせ等に対し、誠実かつ迅速に対応できますか・・・

Ⅱ-② 各項目の内容

1 設置目的と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置する場合は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）や運用方法を明確に定め、その目的を逸脱した利用を行わないようにしましょう。

※別紙を参考にしてください

2 撮影範囲の限定

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってプライバシーを侵害する恐れがあります。設置の際は、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定しましょう。

なお、所有地以外の場所を撮影する場合は、撮影範囲に隣接する住民等に同意を得るなど十分な配慮をしましょう。

3 防犯カメラ設置及び表示

防犯カメラを設置する場合は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するため、撮影している範囲内又はその付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示しましょう。

なお、所有地以外に設置をする場合は、設置場所の所有者等に同意を得ましょう。

4 防犯カメラの管理責任者及び操作取扱者の指定

防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、管理責任者を指定し、管理責任者以外が操作する場合は、操作取扱者として指定し操作等を行わせることとしましょう。

5 防犯カメラの設置者及び管理責任者等の責務

設置者及び管理責任者等は、プライバシーの保護に十分な配慮をする取り扱いをするために、次の事項を守りましょう。

- (1)撮影された画像を適切に保存し、管理すること。
- (2)撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3)問い合わせや苦情に対して適切に対応すること。
- (4)その他、防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像の適正な管理

画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意し、必要な措置を講じましょう。

- (1)モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立入禁止措置や施錠等、施設の状況に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- (2)記録した画像の不必要な複写や加工を行わない。

- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（概ね 1 か月以内）とする。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をする。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破碎又は復元ができない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にする。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、情報の漏えい防止措置に特に配慮する。

7 防犯カメラで撮影された画像の閲覧・提供の制限

プライバシー保護のため、防犯カメラで撮影された画像を第三者に閲覧させ、又は提供することは禁止されています。ただし、次の場合は提供できるとされています。

(1) 法令に基づく場合

（例：裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関や弁護士からの照会など）

(2) 捜査機関から犯罪・事故捜査等のため、緊急で情報提供を求められた場合

（例：警察の任意捜査への協力、消防署の原因調査等）

(3) 人の生命・身体及び財産の保護のため、緊急かつ、やむを得ないと認められる場合

（例：行方不明者の安否確認、災害発生時の被災者情報を家族・自治体等へ提供等）

※ただし、画像を第三者へ閲覧又は提供する場合は、提供等の相手、日時、理由及び画像の内容を記録することとし、画像の提供を求めた者に身分証明書の提出を求める等、身元の確認を行うこととします。

8 秘密の保持

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの管理及び運用を通じて知り得た情報を漏えいし、又は不当な目的のために使用してはならず、その職でなくなった後においても同様とします。

9 保守点検等

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの機能維持及び事故防止のため定期的に保守点検を行いましょ。また、保守点検業務を委託する場合は、個人情報取り扱い等について委託契約に条件を加える等、適正な運用を徹底しましょ。

10 問い合わせへの対応

設置者等は、防犯カメラの設置及び運用に関する問い合わせ等には、誠実かつ迅速に対応しましょ。

〇〇商店会防犯カメラ設置運用規程（参考）

1 目的

この規程は、〇〇商店会（設置者等名称内等）が設置する防犯カメラに関して、必要な事項を定めることにより、プライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いに留意し、〇〇商店街（〇〇地域等）における犯罪の防止を目的とするものである。

2 設置場所及び設置台数

（1）防犯カメラ 〇〇台

水戸市〇〇町（〇丁目）地内 別紙配置図のとおり

3 設置の表示

設置者は、防犯カメラの撮影区域またはその周辺に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、〇〇商店会（設置者等の名称）と記載することとする。

4 設置者及び管理責任者等

（1）設置者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体名又は法人名・代表者名を記載）

（2）管理責任者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（職名・管理責任者名を記載）

（3）操作取扱者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（職名・操作取扱者名を記載）

（※操作取扱者を定める場合のみ）

5 機器の操作及び画像の視聴の制限

機器の操作及び画像の視聴については、上記管理責任者又は操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）が行うものとし、他の者が行う場合、管理責任者の許可を得なければならない。

6 画像の適正な管理

設置者は、画像について次のように取り扱うものとする。

（1）画像の保護

（ア）画像記録装置又は記録媒体の保管場所は〇〇〇〇〇とし、管理責任者が施錠を行う。記録媒体一体型防犯カメラ等については、施錠可能なケースで保護し、管理責任者等以外の者の持ち出しを禁止する。

（イ）画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信する場合は、外部への漏えい等を防止するため、必要な措置をとる。

（ウ）上記により画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信した際には、その理由を記録に残すものとする。

（2）画像の保存期間

保存期間は、30日間とする。

上記期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合、理由を明確にしたうえで、撮影日時、場所等と合わせてその旨を記録に残すものとする。

(3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き又は初期化などにより確実に消去する。記録媒体（記録媒体を内蔵している画像記録装置も含む。）を破棄する場合、画像の読み取りまたは復元ができないよう処分する。

(4) 画像の加工禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

7 画像の提供

管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合

(3) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

なお、(1) から (3) に基づき第三者に画像を提供する場合、設置目的に照らして必要性を慎重に判断する。

また、提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録する。

8 秘密の保持

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、設置者及び管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

9 問い合わせ等への対応

設置者は、防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情(以下「問い合わせ等」という。)を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応する。

10 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラに関わる機器は定期的に点検し、修理・修繕等を行う。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

11 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置及び運用を含めた施設管理業務、警備業務等を委託する際には、個人情報保護に関する法律等の関係法令及び設置運用規程の遵守を、委託契約の条項に設けることとする。

(附則)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

防犯カメラの設置及び運用に関するチェック表（注意事項）

水 戸 市

令和3年3月

担当課 水戸市 市民協働部 生活安全課

TEL 029-224-1111（代表）

029-224-1113（直通）